現代自動車労組の整理解雇反対闘争終結後の状況と評価をめぐる論争

～「進歩的政党」結成問題についての労働運動関係者の見方～

昨（１９９８）年８月２４日に、民主労総の中核労組である現代自動車労組の「整理解雇」に反対する争議が終結し、その直後、大検察庁（最高検）が８月２６日、整理解雇問題は団体交渉事項ではなく、したがって「整理解雇」反対のストライキは不法とする見解を発表したこと。そして９月３日早朝、韓国最大の自動車部品メーカー、万都機械の７工場に警官隊が導入され、８月１７日から「整理解雇」に反対して籠城していた労働者が強制排除で、１９４７人が連行され、９日には亜南半導体でも投入された機動隊により組合員３９人が連行されたこと。これらのことが報道されて以降は、わが国では韓国労働組合運動に関する報道はめっきり少なくなり、現代自動車の闘争の評価をめぐってどんな議論が行なわれているのか、資本はその後どんな動きをみせているのか、労働者の状態はどうなっているのか、こうしたなどは報道関係からはほとんど正確に分からない状況となっている。最近になって、政党機関紙などで新しい動向や闘争状況が報道されはじめている。

私は、昨年４月に協同総合研究所関係の方々と緒についた韓国の労働者協同組合運動の現状視察と交流のために１週間訪韓し、その際に韓国労働運動の活動家集団から民主労総を中心とする労働組合運動の状況について説明を受け、その時の認識をベースにして、本誌の第３３号から第３５号にわたって１９９８年の現代自動車労組の争議終結までの韓国労働組合運動の闘いの流れを報告した。

今回は、一年ぶりに労働問題と社会福祉問題の研究者三人で韓国を訪問し、８日間滞在して予めアポイントをとった韓国の労働・社会問題の研究者や大学教員、現代自動車労組の幹部、失業・雇用問題に取り組んでいる活動家の方々と交流し、現代自動車労組の闘争終結以降、韓国労働組合運動の内部や研究機関において論議されている問題点や今後の課題について意見交換を行なった。

本号では、若干、最近の労働組合運動の闘争状況について触れ、とくに今日の労働組合

運動の内部やその周辺で議論されている今後の韓国労働組合運動の戦略、戦術の基本に関わる問題ー現代自動車労組の「整理解雇」反対闘争の評価、民主労総が中心になって進めている「進歩的政党」結成問題についてあらましを報告することにする。なお、ハングル語の通訳は三人のなかの一人である韓国から高齢者福祉の日韓比較研究のため法政大学大原社会問題研究所に客員研究員として留学中の牟　智煥氏にご協力をいただいた。

私達が訪問した研究機関は、ソウルの韓国労働研究院動向分析室、韓国労働理論政策研究所、韓国労働社会研究所、韓国協同組合研究所の倒産企業引受センター、ウルサンの労働政策教育協会、プサンの嶺南労働運動研究所で、お会いした大学教授と研究者は、韓神大学校、中央僧伽大学校、成均館大学校の三名の労働・政治問題研究者と自動車大企業の研究所研究員、運動家は民主労総現代自動車労組事務局長、大宇自動車労組協議会政治政策局長、ナヌメジップ（分かち合いの家）運動のリーダー（神父）の方々であった。

韓国労働者の９９年春闘

今年に入って、民主労総が金大中政権の大量解雇を中心とする「構造調整」政策の推進に反対し、時間短縮による雇用の保障と創出、賃金の引き上げ、労働協約の締結などを要求して4月１９日以降、ソウル地下鉄労組が結集するＫＰＳＵ（韓国交通・公務・公共サービス労連）のストライキ、５月１２日からは全国保険医療労働組合や全国金属産業労働組合連盟などのストライキなどが開始されており、これに対して金大中政権は、警官隊を動員した催涙ガス、放水による弾圧、組合幹部の逮捕状の発行、全員解雇の脅しといった強権的政策を取っている。一方、韓国労総もこうした春闘情勢のなかで、大量解雇が中断されない限り6月１６日から全国ストライキに入ることを明らかにしている。

１９９８年2月の金大中政権成立前後にスタートした大統領諮問機関の経済危機克服のための「労使政委員会」は、合意を遵守しない政府の姿勢に対する労働組合代表の脱退が繰り返されるなかで、今日、機能停止の状態に陥っており、これに対して政府は、５月３日に労働側の意向を入れて、これを諮問機関から法的協議機構に格上げする「労使政委員会設置及び運営等に関する法律」国会で成立させることによって労使を対話のテーブルに復帰させようとしている。新しい「労使政委員会」は、労・使・政・公の計２０名の四者構成の委員会で、協議事項は、①労働者の雇用調整と労働条件に重大な影響を及ぼす産業経済社会政策、②公共部門の構造調整、③労使関係発展のための制度と意識、慣行ーこれ

ら主要原案を協議するとしたものである。

なお、最近の民主労総のインターネット・ホームページは、５月１５日に大会を開き、５月１７日より韓国政府と民主労総間で直接の協議と対話を開始していくことを伝えている。

◎現代自動車労組争議の経過と妥結内容（一覧表）

表１　整理解雇をめぐる労使交渉の経緯

	会社側の雇用調整方針	労組と政府与党の対応
１月～ ３月	内需不振・稼働率低下（40％台、余剰人員１万8730人） ：下請けの内部化1722人 雇用維持（賃金削減等）6842人 雇用調整１万166人	集団有給休暇実施について労使合意（通常賃金の70％支給）
４月18日	第１次希望退職者募集1050人	
23日	構造調整計画を労組に通知	
５月14日	第２次希望退職者募集1423人	
18日	整理解雇計画（8189人）を労組に通知	
27日		第１次スト
６月24日	第３次希望退職者募集1982人	希望退職の条件について労使合意
30日	整理解雇申告書を提出4830人	第２次スト（６月30日～７月１日）
７月６日		第３次スト
13日	第４次希望退職者募集762人	
14日		第４次スト
16日	整理解雇対象者に対して個別通知2678人 その他２年間無給休職900人	社内籠城（－８月24日）
21日	時限付休業 第５次希望退職者募集1524人	
31日	整理解雇の実施1538人 （内923人は２年間無給休職 615人は整理解雇）	
８月12日		賃金及び雇用調整対策委員会での労使交渉決裂、無期限ストに突入
14日	無期限休業	
17日		蔚山工場付近に警察隊配置
19日		与党国民会議仲裁団の仲裁開始
21日	国民会議仲裁団の仲裁案拒否	労組側は同仲裁案受け入れ
23日		国民会議仲裁団交渉現場から引き揚げ 労働長官が新たな仲裁案提示
24日		労働長官の仲裁案に労使合意

表２　主な争点と最終合意案

争　点	会社案	労組案	最終合意案
・整理解雇規模	460人	250～300人	277人*1
・整理解雇対象外の者の処遇（1261人）	１年６カ月間の無給休職	１年無給休暇（６カ月間の再教育含む）	１年６カ月間の無給休職（但し、１年経過後教育訓練実施）
・整理解雇者の再雇用努力	２年以内の優先雇用に努力	２年以内の再雇用の義務づけ	２年以内の優先雇用努力の義務
・告訴告発の取り下げ	正常な操業体制に復帰してから論議	撤回	不法行為については司法機関に任せる
・損害賠償訴訟と財産の仮押え	正常な操業体制に復帰してから論議	撤回	条件付き取り下げ*2

注１：整理解雇対象者277人のうち、167人は分離独立される食堂の従業員であり、残りの110人だけが生産職である。

注２：組合員が生産性向上に努め、操業の正常化に最善を尽くすことが取り下げの条件

現代自動車労組の「整理解雇」反対闘争の経過と妥結のおおよそのことは本誌第３５号で明かにしているので、ここでは日本労働研究機構の『日本労働研究雑誌』１９９８年１１月号（国別労働事情・「現代自動車の整理解雇をめぐる労使紛争と政府与党の対応」）に一覧表に整理されたものがあるので、まずそれを転載させていただくことにしよう。なお、経過については、合わせて全労連の『世界の労働者のたたかい１９９８－世界の労働組合運動の現状調査報告』（第４集）の「韓国」の項も参照して下さい。

以上のような最終的な協定の締結に対して、９月１日の組合員総会は、出席組合員の６３、６％（１７，１２３人）の反対で否決したが、しかし９７年の労働組合法の改正で従来の交渉権は執行部、妥結権は組合員という民主的な韓国の労働組合運動が確立してきた組合民主主義の闘争運営の基本原則が法的に否定され、労組代表を執行部だけにして交渉権と妥結権を一体のものとして認めたために再交渉ということにはならず、争議は協定通り妥結することになったのである。

これは、組合執行部の「職権妥結」に対する組合員の「おれ達の首切りをお前らに決定する権限はない」とする怒りと批判の表れであり、組合員の組合への不信感は大きく高まることとなった。

なお、争議後、委員長が威力業務妨害罪で逮捕、起訴され、第一審では懲役２年６ヵ月の判決を受け、現在控訴中で近く二審判決が予定されているとのことである。

それでは、この現代自動車労組の争議後の状況と韓国の上記の労働問題研究機関や労働組合運動のリーダーたちの争議に対する評価はどうか。

争議終結後の職場状況

強まる資本の職場支配力と組合執行部の辞任

①ウルサンの労働政策教育協会の代表と現代自動車労組事務局長の話。

◇－「階級的労働運動」を支持する組合員２３３名が「整理解雇」の被害者となって職場を去ったため全般的に組織的力量が低下し、そうしたなかで現場（職場）に対する会社側の支配力が強まり、生産・作業計画を従来の現場組織との話し合いを行なわずに、一方的に押しつけてくるような変化が生じている。組合として、解雇された労働者たちのその後の生活実態の調査はまだおこなっていないが、再雇用が難しいために自営業への転換を余儀なくされている者も少なくない。「自立支援プログラム」の作成に取り組んでおり、会社側から社内１９箇所の食堂の内６箇所を組合運営に委ねるという方向も出されているので、女性組合員をそこで働かせて労働者自主管理を目指したいと考えている。

生活協同組合運動を通して労働者の生活上の困難を打開し、生活を防衛する道も考えなければならないが、さまざまな難関があるし、まだ労働者のなかで生協について充分な論議がなされていない。

◇－現代自動車労組の「整理解雇」反対闘争が妥協せざるを得なかったことについて、労働問題の研究機関や研究者の間でさまざまな見解が出ていることは承知しているが、「整理解雇は不可避であった」とする意見に対しては批判的な見解をもっている。

私達は、組合と労働者内部の闘争力はまだまだ存在し、持続していたが、あのような事態に追い込まれたのは外部的な要因によるものであり、一つは現代自動車労組委員長の動揺である。これは、もちろん自己の利益のためからではなく、権力の弾圧体制を背景とした執拗な介入が繰り返されるなかで、現状膠着のままでは事態がより悪化する方向へ進展するのではないかという懸念からの動揺であったと思う。もう一つは、民主労総運動全体の「整理解雇」反対闘争の不十分さがあったと思っている。金融部門と公共部門には「整理解雇」をはじめとする大がかりな攻勢が充分に予想されていたにも関わらず、共に闘うということではなく、現代自動車労組の闘いの結果を見て対応しようとする産業別組織の利己主義からくる日和見主義が見られたのもその一例である。

◇－「職権妥結」に対する組合員の批判と不信感が高まるなかで、その後執行部が総辞職し、４月２７日にそれに伴う任期満了によるものではない役員選挙が行なわれることになっている。組合内には、五つの労働者の自主的なグループが活動しており、それは(a)「

労働者連帯会議」（右派の労使協調主義路線に立つ最も歴史の長い組織）、改良主義的な中間派の(b)「現代自動車労働者新聞」（合理的労働運動主義に立ち、毎週新聞を発行している組織）と(c)「現代自動車実践労働者会議」（労使対等の労使関係の確立を掲げる組織）、そして左派の(d)「現場を守る人たち」（進歩的労働運動の推進を追求する組織）と最左派の(e)「現代自動車民主労働者闘争会」（階級的労働運動の実践を主張する組織）である。労働政策教育協会はこの最後の組織と協力して運動を進めている。現場における組合内グループの今日における勢力関係は、この選挙結果ではっきりするであろう。

現代自動車労組の役員選挙は、日本の場合と大きく異なり、委員長を先頭に事務局長を含む５名のいわゆる三役のランニングメート方式が採用され、直接選挙で当選した５人グループが専従執行委員３０名の指名権を持つというシステムである。この他に非専従の代議員２２０名（組合員１００名を単位とする選挙区制、少ない場合は選挙区を統合した選挙区制て直接選挙により１人選出）、評議員１０００名（選出方法の詳細不明）が組合機関である。

選挙にあたっては、(a)は単独で、政策的に(b)と(c)は連合し、同じく(d)と(e)も連合して候補者を立てる可能性があるが、組合員の選択肢は二つ、従来と同じ進歩的、階級的立場を堅持し、会社の攻勢と闘う執行部を選出するのか、別の路線の執行部を選出するのかである。左派グループの力量が昨年の争議終結の８月２５日以降弱まっているが、(d)と(e)が政策的な連合を形成して闘えば、現段階では勝利し、闘う執行部が選出される可能性は充分あるのではないかと考えている。

ウルサン地域の労働運動については、三つの流れがあり、(a)民主労総の労働組合運動と(b)現場組織労働運動、そして(c)政治的労働運動である。(b)は戦闘的労働運動の活動家の養成を目的とし、(c)は労働者政治勢力化のための活動を「労働者政治推進連合」として労働運動団体中心に進めている労働運動である。

(b)の現場組織運動は、１９９４年の会社側の「新経営宣言」に対決するために、現場労働者の立場を原点に新しい組織を基礎とする運動として再建され、執行部と代議員を支えて労働組合運動の下からの発展、強化をめざす運動である。また、依然として国家安全企画法という治安立法が存在するもとで、政治的要求の組織化に執行部の活動に制約がある場合に、その運動を現場労働者と話し合いながら代わって進めることもおこなっている。

これらの労働運動組織の共通する今日的な運動課題の中心は、労働組合の産業別組織への結集と産業別労働運動の強化、発展であり、もう一つは、政治的労働運動を重視し、政

治勢力の強化をめざして、現場を中心とした労働者の意識化－政治意識の強化の教育活動の推進である。

ここで、その後判明した執行部辞任に伴う4月27日に実施され、再選挙となった結果は、上記の交流で語られた予想の通り、結果は1995年～97年の第6期の委員長を歴任したチョンカットウ氏を委員長候補とする(c)「現代自動車実践労働者会議」グループが決戦投票（30日実施）で組合員投票総数24、800票の51、2％（12、708票）の支持を獲得して当選した。右派の(a)「労働者連帯会議」の得票率は47、6％であった。「現代自動車実践労働者会議」グループが掲げた選挙政策は、現場組織の分裂と弱体化が労働組合の危機を招くとして①現場組織の復権－民主手続きの尊重、現場組織間の意見調整を提起し、②労使対等の実現と保障の確立－会社側がこれを認めない場合は、現代自動車の直面する諸課題の解決はきわめて困難であることを訴えたものであった。

韓国の労働研究機関や研究者の現代自動車争議に対する評価

それでは、韓国の労働研究機関や研究者たちは、今回の現代自動車労組争議をどのように見ているのか。

◇－政府系の韓国労働研究院（日本の労働研究機構のような研究所）の研究員は「韓国労働組合運動は、1996年～97年の労働法制改悪反対闘争時に比べると、たしかに闘争力は低下しているが、現代自動車の争議は、法制化された「整理解雇」が現実に大企業において実施されたという「象徴的意味」をもっていたし、IMF体制下の高失業状況が続くなかでは、結果的に「自主的交渉」によって協定された内容は、労働組合にも成果があったと見てよいのではないか、妥結内容は、新政権の政治的配慮ではないかと思う。マスコミは相当組合側に批判的で、基本的に会社側を支持した論調であるが、IMF体制に危機感をもった一般国民の反応は整理解雇を当然と受けとめて最善の方策と肯定しているという見方もある。その後の整理解雇の実施状況であるが、10件の実施手続きがとられたが、その内3件は中央労働委員会において不当労働行為の解雇として却下されている」という見方である。

◇－1995年7月に創立され、民主労総と一定の協力関係を持ちながら階級的労働運動の発展を追求している韓国労働理論政策研究所の指導的な研究員（前事務処長）は「現

代自動車労組の闘争は失敗し、組合員にとって大きな存在意義をもっていた雇用を守るべきナショナルセンターが雇用を守れなかったことに対して強い不満が噴出した。妥結した協定内容を組合員総会で法的にそれが再交渉に繋がるものでないことを承知しながらも否決したことはその表れであった。「象徴的意味」の整理解雇とはいえ、それを抗議の意思も示さず受け入れれば、結果的にその波紋はさらに広がることになるという気持ちがあったからと思う。これは韓国労働組合運動の力、民主的労働組合運動とはこういうものだということを示したものともいえるのではないか。今後、金大中政権の新自由主義的な構造調整－雇用調整政策に対抗して労働者と国民の利益を守っていくためには、民主労総が克服すべき弱点や解決すべき課題は多々あるが、闘争力を強化、統一して闘争を発展させていくなかで、組合員の信頼感をいかに回復させるかということであろう。これが一番重要な問題である」

◇－１９９４年２月に創立された嶺南労働運動研究所の事務局長（女性）は、研究所の集団的な討議の結果に基づく見解を簡潔に「整理解雇受け入れの交渉を独断的に進めたことは批判されなければならないし、問題があったと思うが、あの受け入れは最善ではないにしても、あれ以外にはなかった次善の策の選択であったと思う。ウルサンの労働政策教育協会や労働理論政策研究所の闘争結果に対する批判的見解は、多数意見ではなく少数派の意見である。私達の研究所では、闘争終結後に月刊の機関誌『連帯と実践』で２回特集を組み、副所長名（慶南大学校社会学部教授）で「現代自動車整理解雇闘争が残している課題」という問題提起論文を発表し、民主労総のホームページで紹介したが、５００名を超える人々から賛成の意見が寄せられている」を述べていた。

副所長の最初の問題提起論文では、「次善策の選択は正しい」としながらも、これからの課題として、①もっと現場をめぐる闘争の重視を、②指導執行力の強化、リーダーシップの強化、③産業別組織建設の実践プログラムを－を強調しているが、同じく機関誌『連帯と実践』（１９９８年１０月号）における特集座談会「危機を超えて」では、副所長の報告（問題提起論文と同じ）を受けて、民主労総ウルサン地域組織や金属産業労連、現代自動車労組役員など関係者と法律家が広範な諸問題について討論が行なわれており、結論的には研究所の見解を基本的に支持するものとなっている。討論のなかでは、深刻な経済危機の下で闘う労働組合運動の側に、新自由主義イデオロギーとそれに基づく新経営戦略に対抗する総労働的見地からの対応方針がなかったこと、そのための経済綱領や福祉綱領が必要でああること、また力量に相応しい改良的要求とその実現のための積極的闘いを重視する必要があること、運動のなかに闘争主義か妥協主義かという二分法的な「左派的偏向」が見られるが、現場の主体的力量の問題を重視し、戦術としてストライキのみでなく（ストライキだけでは狭い）、多様な戦術を採用する必要があることなどが指摘されている。

◇－韓国労働社会研究所（１９８６年に労働者教育協会として発足し、１９９５年に拡大改組して今日に至る民主労総と緊密な協力関係にある研究機関で、月刊誌『労働社会』を発行）の理事長は「まだ、現代自動車労組内部の総括は出されていないので、外部からは言いにくいが、今年も政府の構造調整政策の推進下で同じような整理解雇の攻撃は出てくるのではないか。現在の政、労、使三者の力関係は不均衡であり、労働サイドはそれの転換を図る具体的な戦略、目標をもって取り組んでいないような気がする。この点、労働サイドは根本的なところから考え直して取り組みを強める必要があるのではないか。昨年の現代自動車の闘いは、総資本と総労働の代理戦争として展開されており、したがって現代自動車のレベルの問題からだけでは、これからの闘いの方向を正確に定めることは出来ないと思う。韓国労働組合運動の基本的課題は、企業別労働組合から産業別組織への転換であり、今日のＩＭＦ体制、新自由主義、構造調整、労働市場の柔軟化、高失業問題などこうしたさまざまな課題が山積している状況のもとでは、あらゆる問題を解決する観点から闘うことが必要であり、したがって賃金闘争だけでなく社会科学的な意味での対政府の政策制度闘争を広範な社会的諸団体と共に闘うことが必要になっている。その点で、４月１８日以降の民主労総が中心的役割を果たそうとしている進歩的政党の結成問題は注目されるところである」としている。

◇－大学教員や大企業附置研究所の労働問題研究者は「現代自動車の争議終結をめぐって急進的、階級的な労働運動団体と穏健的、現実主義的な労働運動団体がそれぞれ評価を異にする見解を明らかにしているが、一番大きな問題は、１９８７年以降、労働組合運動がかちとってきた作業現場における労使の交渉慣行（スピードの規制や作業人員の配置などの）が奪われる危険性が増大していることであり、会社側がこれらについて一方的に通知するだけとなってきている。デウ自動車でも現代自動車の争議終結以降、こうしたことがもっともなまなましく行なわれるようになっている。こうした状況に歯止めをかける労働組合運動の対処が急がれなければならない」と指摘し、民主労総デウ自動車労組協議会の政治政策局長（学生運動活動家出身）も職場がこうした状況にあることを認め、職場の班長クラスの一方的な作業指示、それによるスピードアップ、労働強度の強まり、組合活動の弱体化、そのようななかで会社側優位の雰囲気が広がっていることを指摘し、「１９８７年以降、職場は最悪の状況にある」と語っていた。

◇安山地域における中小企業問題と労働運動の歴史的研究を行なっている大学教員は、「現在における韓国の労働組合運動は、大企業中心の運動となっていて大企業労働者の利益擁護と組織の拡大安定が中心になっており、そこに問題意識をもっている。民主労総は

口では中小企業と中小企業労働者問題の点の重要性をいうけれども、そのための政策、指針などプログラムはいまだだされていない。中小企業労働者の労働と生活は悪く、労働組合はいろいろな事情や条件がかさなってきわめて脆く、弱い。大企業の労働者と労働組合はもっと積極的に中小企業の労働者、労働組合と共闘、連帯、協力してほしいし、それが実現すれば韓国の労働組合運動は強くなり、発展するのではないか。かってのように学生運動家は、大学卒業後に労働組合運動には入らなくなっており、それは運動への失望感が強いからで、大半は市民運動に入るか政治家を目指している。また、労働組合運動と市民運動の共闘、連帯も理論家を含めて重要である」と大企業労組中心の労働組合運動に期待を表明していた。

韓国労働組合研究所が事務局を担って進めている倒産企業の労働者所有の再建をめざす「倒産企業引受センター」の活動は、韓国労総や民主労総など幅広い労働組合運動と協力し、政府サイドの一定の財政的支援も得られるなかで、企業の倒産と失業者の増加とい今日の厳しい情勢を背景に、引受企業数を着実に増やす実績をあげている。その再建企業の現場も視察したが、センターの責任者は「今後、労働者所有企業の協議会を結成し、その活動を発展させるなかから労働者企業創業投資機関の創設も考えたい」という将来構想を語っていたのが印象的であった。

この研究所と連携して数年前から労働者協同組合運動によって仕事おこしと雇用の創出、地域の労働者、住民の相互扶助の活動を進めているリーダーの神父は、大企業中心の労働組合運動の現状には厳しい批判的意見をもっており、「自分たちの利益擁護が中心で、韓国労働者、国民全体のことを考えていない。未組織労働者のことを口にはするけれども、実際にその運動は進めていないし、支援もしていないのではないか。中小零細企業の労働者と労働組合のことを考えないと韓国労働組合運動の将来はないのではないか」と語っていた。これは韓国労働組合運動にとってきわめて重要な課題であろう。

「進歩的政党」結成問題の現状と研究機関、研究者の意見

１９９９年３月下旬の日本共産党の機関紙『しんぶん赤旗』が韓国で「進歩政党結成準備が本格化－“資本主義の弊害克服”をめざす」という記事が掲載されてから、注目を集めている問題であるが、それがその後どのような状況になっているのか同機関紙の報道も

ない。現地で聞いた４月上旬の状況とインターネット等による情報を合わせて簡単に書いておこう。

『しんぶん赤旗』の記事にも「時期尚早」の声があることが伝えられていたが、私達が会った労働問題研究機関の研究者も状況を冷静に受けとめ、諸般の事情を総合的に認識しながら、韓国における進歩的政党結成の基本的意義を認めながらも、指導的役割を果たす労働組合運動にはそれ以前になすべき重要な課題があり、「時期尚早」ではないかという意見が大勢であった。

◇－韓国労働研究院の研究員たちは「国民のなかにさまざまな反応があるなかで、進歩的政党の結成が労働組合の政治活動参加にどういう影響を及ぼすかわからない。資料はやや古いが、１９９４年、９５年、９６年に１２００名の労働者を対象に「労働組合の政治活動参加」の調査を行なったことがあり、それによると驚くべきことに過半数の労働者は進歩的政党の結成の必要性を支持しながら、労働組合の政治活動参加には大勢が批判的、否定的という結果であった。消極的、否定的な意見は、民主労総が現在の韓国の「政治地図」を変えるのはまだその時期ではなく、労働組合本来の活動を強め、その上で充分に議論を重ね、準備をして具体的に取り組むべきだということであろう」を指摘していた。

◇－韓国労働理論政策研究所の前事務処長は「民主労総は９７年３月の大会決定で、大統領選挙に参加し、その成果に基づき進歩的政党結成を推進するとし、９８年５月の大会決定は、民主労総を中心として“国民勝利２１”を拡大改編して（前回の大統領選挙の機構であったものを恒常的な政治機構へ変えること）労働者中心の進歩的政党を建設することに支援、連携するという方針を決定している。“労働者の政治勢力化“という基本路線では民主労総内の意思統一はできているが、しかし、穏健的な現実主義路線に立つグループは、２０００年の総選挙に参加するためにはそれ以前に合法的な進歩的労働者政党を結成して、労働者の要求実現をめざすべきだと主張し、一方、階級的、戦闘的な運動路線に立つグループは、社会変革をめざす本来の意味の階級的な労働者政党の結成を自らの労働組合としての力量を強め、他の社会運動団体とともに充分な準備の上に進めるべきだと主張している。このような内部の事情がある。

最大の問題点は、この労働者の政治勢力化・進歩的政党の結成という問題がほとんど大衆的に議論がなされていないことであり、仮に4月１８日に進歩的政党建設推進委員会が結成され、続いて準備会、そして正式スタートをめざす活動と進んでいくとして、そうした活動を担う人材、組織、人事、財政の面で多くの問題が山積していることである。そうした内容も順次明らかにされるとしても当初の構想から変わる可能性もあり、予測できない。これまで過去において、進歩的政党の結成問題がことごとく失敗に終わった経験も重

くのしかかっている」と述べている。

◇ー嶺南労働運動研究所の事務局長は「進歩的政党の結成の問題に基本的には賛成であるが、紆余曲折を経て結局は難しいのではないか。民主労総は、産業別結集によって解決しなければならない課題を優先させて取り組むべきではないのか。」と語り、韓国労働社会研究所理事長も労働組合運動のこれからの基本的課題に一つとして進歩的政党の結成問題をあげながら「この問題についての民主労総内部の議論が不足し、認識が不十分である。そのため後退の可能性がある」と危惧の念を表明している。また「分かち合い家」運動のリーダー（神父）は「韓国ではまだ進歩的政党結成の条件はまだ熟していないので、難しいのではないか。もっとさまざまな社会運動を発展させていくことが必要であろう」と語っていた。

その後、民主労総のインターネット・ホームページによると、４月１８日に進歩党創党推進委員会の結成大会が予定通り開催され、規約の審議と共同代表の選出を行い、６月末に準備委員会をスタートさせることを決定し、代表には民主労総委員長と全国貧民運動連盟議長、国民勝利２１代表の三人を共同代表とし、執行委員長と運営委員の選出は次回に選出されることとなった。また会議では、規約第２条の目的「民族の自主、民主主義、平和統一の実現、民衆の生存権の確保のための労働者中心の進歩的政党」という規定に対して修正案が提起され、「…労働者が先頭にたった民衆中心の進歩的政党の建設」とすることを２３５票中１２５の賛成で可決した。

ハンギョレ新聞は、こうした進歩的政党結成の動きを「希望を抱かせる新たな実験」として期待感を表明し、従来の失敗した進歩的政党結成の試みが「活動家中心の政党」づくりであったのに対して、今回の「進歩的政党」が労働組合の政治活動の合法性が確立されるなかで、民主労総と大衆組織が参加する大衆政党であること、保守政党の支持基盤が崩壊し、国政選挙での投票率が低下傾向を示し、３６、２％（３月の京畿道の国会議員補欠選挙）まで落ち込み、こうした情勢のなかで国民に支持される進歩的政策を対案として提示して闘えばこれまで支持されなかった中間層の支持を獲得できる可能性があること、最近のウルサン市の東と北の区長選挙で民主労総を基盤とする「国民勝利２１」の候補者が当選していること、国民に対する「進歩的政党」の世論調査でも２４、４％の支持があったことなどをその材料としている。今後この動向は注目する必要があろう。

（理事・芹沢　寿良）